

令和 8 年度当初予算編成方針

1 予算編成の基本方針

加速度的に進行する人口減少をはじめ、高まる自然災害の脅威、長引く物価高騰、金利のある世界への突入、不確実な国際情勢など、本県、ひいては我が国全体が厳しい経済社会情勢に直面している。

今後は、施設の老朽化対策等に加えて、「地方創生戦国時代」を勝ち抜くための「未来への投資」も進めていく必要があり、財政を取り巻く状況は厳しさを増すことが想定される。そうした中においても、「未来に引き継げる徳島」の実現に向け、引き続き、県勢発展に資する施策を強力に推進するとともに、「財政の持続可能性」をしっかりと確保することが求められる。

これまでの取組を踏まえ、生産性・付加価値の向上に資する「攻めの投資」を重点化・加速化するとともに、安心して持続可能な「県民生活の基盤確保に向けた施策」の効率的・効果的な展開を図っていく必要がある。

2 「新次元の政策」の展開・加速に向けた特別枠の創設

新次元の政策を展開し、加速していくためには、限られた財源と人員を最大限に活用する必要があり、DXの推進等を通じて、既存事業の見直しに加え、業務の効率化や働き方改革の更なる推進により、「財源」と「マンパワー」を生み出し、再配分することが不可欠である。

このため、既存事業の抜本的見直しによる「新次元の取組の創出」、デジタル技術や民間活力の導入等による「業務改革の推進」を図る特別枠を設ける。

3 歳出・歳入の見直し方針等

将来にわたり安定的に「行政サービス」を提供するため、既成概念や前例にとらわれない歳出・歳入全般にわたる変革や徹底的な見直しを実施することとする。

(1) 歳出見直し方針

- (ア) 全ての事業について適切な質を担保しつつ、「コストの低い代替手段の検討」、「緊急性や優先順位が低い事業の進度調整」、「他の施策との連携」、「国・市町村や民間等との適切な役割分担の設定」、「生産性の向上・省力化」、「単価設定や契約手法（競争入札を原則）などの再検討」、「受益者が特定の者に偏る事業などについての公費投入の在り方検証」などにより、施策の優先順位を洗い直すとともに、無駄を徹底的に排除しつつ、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ変革・見直しに取り組むこと。
- (イ) 現場のニーズや若手の意見、全国や世界の先進事例を積極的に取り入れるとともに、目的や手法が類似するものについては、部局内はもとより、部局の垣根を超えた統合を検討すること。
- (ウ) 事業費のみならず、業務量（人件費）の節減効果も踏まえた検討を行うこと。
- (エ) 予算に対する執行率が低い事業については、原則として、廃止もしくは再構築を前提とした見直しを行い、継続が適当と認められる場合でも、実績見込みに応じた適正な予算規模とすること。
- (オ) 投資的経費については、県債発行を伴うことが多いことから、新発債の抑制を図るためにも、徹底した平準化と重点化を図るとともに、充当率や交付税措置の有利な起債を最大限活用し、将来負担の軽減に取り組むこと。

(2) 賃金や調達価格上昇への対応

昨今の賃金や調達価格等の上昇に伴う影響額については、予算編成過程において適切に反映することとし、要求に当たって、影響額に関する定量的試算やエビデンスを明らかにすること。

(3) 歳入見直し方針

(ア) 国への政策要望を通じた財源確保・外部資金等の有効活用

事業実施に伴う財源として、国の補助交付金や委託事業をはじめ、国の外郭団体や民間団体の各種助成制度等について、幅広く積極的な活用に努めるとともに、企業版ふるさと納税が活用できるような事業構築も検討する。

また、適当な国の補助制度等が存在しない場合には、その創設等について国への政策要望を行うことにより、一般財源の縮減を一層推進する。

(イ) 受益者負担の適正化

県民負担の公平性や他県との衡平の観点、昨今の調達価格等の上昇を踏まえ、改めて受益者負担の原則に立ち返り、サービスの水準と受益者負担の適正化を図るため、減免規定を含む徹底した見直しを行うこと。

(4) 働き方改革を意識した要求・査定の実施

(ア) 予算編成作業における省力化を図るため、施設の経常的な維持管理費や恒常的かつ継続的な実施が不可避である事務事業等を対象とした「一般行政推進費」については、引き続き、枠予算として編成作業を行う。

(イ) 全庁的な事業見直しと新規事業枠の財源捻出を図る観点から、当初予算要求基準において、昨年度までマイナスシーリングの設定を行ってきたところであるが、予算編成前における部局内調整等の負担を軽減するため、令和8年度当初予算編成に向けては、マイナスシーリングを設定しないものとする。

(ウ) 予算編成作業の平準化を図る観点から、「一般行政推進費」以外の事業で、「前倒し対象」となった事業について、要求・査定の一部前倒しを試行的に実施する。

4 要求基準金額等

令和8年度当初予算要求基準は、原則として、以下のとおりとする。

なお、国の予算編成や地方財政対策の動向等により、今後の予算編成過程において、所要の措置を講ずる場合があるので、留意すること。

(1) 政策的経費等

(ア) 政策的経費	前年度当初予算額(一般財源)以内
(イ) 維持補修費 (公共事業における維持補修費を除く)	前年度当初予算額(一般財源)以内
(ウ) 施設等管理費 (指定管理を除く)	前年度当初予算額(一般財源)以内
(エ) 一般管理費	前年度当初予算額(一般財源)以内

※ 政策的経費のうち、「新次元の取組の創出」、「業務改革の推進」に資する新規事業として認められたものについては、それぞれ別枠要求を認めるが、その他新規事業については、政策的経費の枠内での要求とすること。

※ 賃金や調達価格等の上昇に対応する経費は、予算編成過程において、適切に反映する。

(2) 公共事業等

(ア) 一般公共事業費

(イ) 県単独公共事業等 (県単独交通安全施設整備事業を含む)

(ウ) 国直轄事業負担金

(エ) 県単独維持補修費

(オ) 災害復旧事業費

(カ) 全体計画が概ね10億円以上の県単独大規模プロジェクト

} 国の動向等を見定め、
別途指示する。

財政課と協議した所要額

財政課と協議した所要額

(3) その他の経費

その他義務的経費 (法令等に基づく税関係交付金等を含む)

所要額を精査の上必要となる最少の額

5 編成スケジュール (予定)

○編成方針発表	10月	7日 (火)
○要求書締切	11月	4日 (火)
○財政課長査定	12月	中旬～
○予算案発表	2月	月上旬